

令和2年2月12日

消費者機構日本と株式会社LAVA Internationalとの間の
裁判外の和解について

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき、下記の事項を公表する。

記

1. 裁判外の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、株式会社LAVA International（以下「LAVA」という。）に対し、同社が運営する「Hot Yoga Studio LAVA」（以下「本件ヨガスタジオ」という。）の広告及びウェブサイトの表記が不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第30条第1項第2号に規定する有利誤認表示に該当するとして、割引価格が適用となる要件を明確に表示すること、及び、本件ヨガスタジオで使用されている「マンスリーメンバー制度規約」に記載の、継続必須期間中に解約する場合の解約金について定めた契約条項は、消費者契約法第10条^(※)に規定する消費者契約の条項に該当するとして、適切な解約金水準に修正すること等を求めた事案である。

(※) 景品表示法

(不当な表示の禁止)

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

一 (略)

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

2・3 (略)

(※) 消費者契約法

(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

第十条 消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和元年12月3日、消費者機構日本とLAVAは、別紙のとおり合意した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本 (法人番号 9010005008351)

3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社LAVA International (法人番号 5011001044633)

4. 当該事案に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

合意書

株式会社 LAVA International (以下、甲という) と、適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者機構日本 (以下、乙という) は、下記事項につき合意する。

記

第1条 甲は、ヨガスタジオに係る広告において、一般の消費者が正しく認識できるよう、随時実施しているキャンペーンの適用条件を明確に表示することを約束する。

第2条 甲は、継続必須期間中に解約する場合の解約金において、解約の時期に応じて、定価月額と特別月額の差額を超えないように精算することを約束する。

第3条 乙が本合意書の履行内容を確認する為に、甲に対してその確認のための協力を求めたときには、甲は、その時使用している申込規定等の提供その他必要な協力を行うものとする。

第4条 甲が前掲第1条ないし第2条に違背したことが判明した場合は、乙は甲の違背行為について、乙のウェブサイトに掲載して公表する。

第5条 甲および乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書を2通作成の上、各書面に記名・押印の上、各自がそれぞれ一通を保管する。

2019年12月3日

甲) 東京都港区北青山 1-2-3 青山ビル 9階
株式会社 LAVA International
代表取締役 鷺見 貴彦

乙) 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6階
適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
代表理事 佐々木 幸孝